

三菱化工機株式会社と循環型社会の実現 に関する連携協定を締結しました

川崎市と三菱化工機株式会社は、資源やエネルギーの循環及びサーキュラーエコノミー型産業の振興を通じて、都市イメージの向上とシビックプライドを醸成することを目的とした、「川崎市における循環型社会の実現に関する連携協定」を6月15日（月）に締結しました。

本市では、令和8年4月に総務企画局に共創推進室を設置し、本市における官民連携の更なる推進に向けて、企業等の皆さまとともに、社会課題の解決、豊かな市民生活の実現、地域経済の活性化や新たな価値の創出を図る取組を進めています。

今後、本協定に基づき、未利用資源の有効活用や地域資源を生かした持続可能なまちづくりに向けた取組を進めてまいります。具体的な取組については、後日改めて御案内いたします。

1 協定の概要

(1) 名称

川崎市における循環型社会の実現に関する連携協定（詳細は別紙のとおり）

(2) 協定の内容

双方が有する様々な資源や技術、ネットワーク等を有効活用した、市内の未利用資源や事業活動から生じる副産物の資源化及びそれらを用いたオリジナルブランド商品の開発等の取組を通じて、人・知の交流、人材育成、シビックプライドの醸成等を図るとともに、循環型社会の実現を目指します。

(3) 両者の役割

- ・川崎市 全体調整、地域との連携推進
- ・三菱化工機株式会社 技術提供、事業推進

(4) 協定締結日

令和8年6月15日（月）

2 協定締結先事業者概要

(1) 締結先 三菱化工機株式会社

(2) 所在地 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館

(3) 代表者 代表取締役 田中 利一

【問合せ先】

川崎市総務企画局共創推進室 木村
電話 044-200-1215（内線 23403）

川崎市における循環型社会の実現に関する連携協定書

川崎市（以下「甲」という。）及び三菱化工機株式会社（以下「乙」という。）は、循環型社会の実現に向け連携し協力することに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、川崎市が目指す循環型社会の実現に向け、甲、乙が連携し、それぞれの資源、技術及びネットワークを有効に活用することにより、川崎市におけるサーキュラーエコノミー型産業の振興と発展、さらには資源及びエネルギー循環を通じて都市イメージの向上とシビックプライドを醸成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）川崎市内の未利用資源・事業活動から生じる副産物の資源化に関すること。
 - （2）川崎市内地域における前号に掲げる取組の利活用に関すること。
 - （3）地域資源を活用したオリジナルブランド商品の開発に関すること。
 - （4）人及び知の交流・育成、情報並びに技術の交流に関すること。
 - （5）その他、サーキュラーエコノミー型産業の振興と発展、さらには資源及びエネルギー循環を通じて都市イメージの向上とシビックプライドを醸成するために必要な取組に関すること。
- 2 前項に定める事項の具体的な内容及びその実行方法等については、甲、乙で協議の上、別途定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、本条第1項各号に定める事項の一部を、双方の協議により第三者に実施させることができるものとする。

（経費負担）

第3条 本協定に基づく活動に要する費用は、原則として当事者各自の負担とする。

（確認事項）

第4条 甲、乙は、本協定の締結が、甲、乙以外の者と連携し協力すること、及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（秘密保持）

第5条 甲、乙は、本協定に関連して知り得た他の当事者の秘密（その当事者が秘密として指定した情報及びその内容上秘密として扱われるべきことが明らかである情報をいい、以下「秘密情報」という。）を、本協定の目的に必要な範囲においてのみ使用するものとし、本協定の目的以外に使用し又は第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

- （1）開示時に公知であったもの又は開示後に秘密情報を受領する当事者（以下「受領当事者」と

いう。)の責によらず公知となったもの

(2) 開示時に、受領当事者が既に適法に保有していたもの

(3) 開示後に、受領当事者が、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの

(4) 受領当事者が、開示当事者の秘密情報に関係なく独自に開発し、又は発明したもの

3 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、本協定の目的に必要な範囲で、自己又は自己の関係会社及びその役員、従業員、職員に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、開示に先立ち、これらの者に本契約上の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課し、その義務を遵守させるとともに、これらの者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

4 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、本協定の目的に必要な範囲で、自己が起用する弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、開示に先立ち、法律上の守秘義務を負う者を除き、これらの者に本契約上の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課し、その義務を遵守させるとともに、これらの者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。

5 本条第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、国、地方公共団体、上場している金融商品取引所その他これらに準ずる公的機関から、法令(規則、命令、決定、判決等を含む。以下同じ。)に基づき秘密情報の開示を請求された場合は、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は、当該開示を請求した者に対して、開示する情報が秘密保持義務を課されたものであることを説明し、本協定上の秘密保持義務と同等以上の秘密保持義務を課すよう最大限努力するとともに、開示の事実及び開示対象の秘密情報を開示者に書面にて直ちに通知しなければならない。

6 甲、乙は、第7条に定める有効期間の満了後3年間、本条に定める秘密保持の義務を負う。

(個人情報等の取扱い)

第6条

1 甲、乙は、個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 甲、乙は、第7条に定める有効期間を満了後、取得した個人情報を廃棄するか、廃棄するまでの間適正な取扱いを継続するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、その締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに、いずれの当事者からも書面による特段の申し出を行わないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間延長され、以後も同様とする。

(準拠法・管轄裁判所)

第8条 本協定の準拠法は日本法とする。また、本協定に関する一切の紛争は、被告の本庁又は本

店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、当事者間で誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自署名の上、各1通を保有する。

令和8年6月15日

(甲) 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長 福田紀彦

(乙) 川崎市幸区堀川町580番地
三菱化工機株式会社

代表取締役 田中利一